	概要
	タジキスタン共和国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事、取締役又は被用者の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
	現行の措置
二	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	内国民待遇（第二条）
	最恵国待遇（第三条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国における電信サービス、賭博サービス、たばこの製造、タジキスタン国立銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
	全ての分野
三	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	内国民待遇（第二条）
	概要
	タジキスタン共和国政府は、外国人又は外国法人によるタジキスタン共和国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
	現行の措置
	土地取引に関する事項
	タジキスタン共和国土地法（二千四年法律第二十三号）第二十五条
四	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	タジキスタン共和国は、電気業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
	エネルギー産業
	電気業
五	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	タジキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
	金融業
	銀行業

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF TAJIKISTAN FOR THE LIBERALISATION, PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Tajikistan (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party;

Recognising the growing importance of the progressive liberalisation of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in the Contracting Parties;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement: